

議案第191号

地方独立行政法人天王寺動物園に承継させる財産について

次のとおり地方独立行政法人天王寺動物園に承継させる財産を定める。

建物

施設名等	所在	延べ床面積 (㎡)	評価額 (円)
展示場、ポンプ室	大阪市天王寺区茶臼山町1番地1	70.44	292,000
展示場	同	91.71	538,000
獣舎、倉庫	同	249.40	1,864,000
展示場	同	130.68	765,000
倉庫	同	131.37	881,000
便所	同	13.74	317,000
展示場	同	13.88	100,000
展示場	同	539.46	20,055,000
事務所・倉庫	同	428.30	15,922,000
展示場	同	345.91	24,191,000
展示場	同	19.44	167,000
便所	同	56.12	4,168,000
展示場	同	276.88	5,325,000
便所	同	56.12	4,758,000
展示場・事務所、 配電室	同	939.41	30,967,000

店舗・事務所、店 舗、店舗	同	401.01	20,580,000
便所	同	42.60	4,932,000
展示場	同	414.43	16,616,000
便所	同	50.01	6,268,000
展示場	同	2527.27	1,035,424,000
獣舎・機械室	同	624.18	377,698,000
展示場・作業場、 展示場	同	99.93	21,865,000
事務所	同	370.98	28,409,000
配電室・事務所	同	67.72	7,006,000
獣舎	同	272.48	202,657,000
展示場	同	671.72	429,788,000
便所	同	54.66	35,074,000
作業所	同	7.46	6,641,000
展示場	大阪市天王寺区茶 臼山町54番地2	73.41	400,000
倉庫	同	95.67	749,000
倉庫・作業所	同	259.47	2,214,000
倉庫	同	106.86	1,076,000
倉庫	同	126.47	1,275,000
展示場	同	78.50	687,000
車庫	同	31.29	205,000
展示場	同	62.81	7,357,000
展示場	同	100.35	11,156,000

展示場	同	94.44	31,957,000
展示場	同	210.50	64,106,000
倉庫・車庫	同	659.00	17,314,000
便所	同	37.56	10,137,000
作業所	同	31.92	1,769,000
作業所	同	612.91	58,940,000
獣舎・倉庫	同	213.84	37,814,000
倉庫	同	31.20	1,382,000
獣舎	同	201.00	65,759,000
展示場	同	416.32	121,402,000
倉庫・配電室	同	179.06	36,567,000
展示場	同	273.46	241,219,000
便所・配電室	同	115.20	58,246,000
展示場	同	157.60	114,914,000
店舗	大阪市天王寺区茶臼山町115番地1	51.27	65,799,000
事務所、駐輪場	大阪市天王寺区茶臼山町123番地1、123番地2、123番地3	1255.05	142,950,000

令和2年11月27日提出

大阪市長 松井一郎

## 説 明

地方独立行政法人天王寺動物園に承継させる財産を定めるため、地方独立行

政法人法施行令第18条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(権利義務の承継等)

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

## 2-7 省 略

地方独立行政法人法施行令（抄）

(権利の承継に係る議会の議決)

第18条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。